# 理事会、評議員会の開催について



法人·高齢者施設課 令和6年6月

#### 【理事会】

- ・開催時のチェック項目
- ・決議の省略の要件
- ・議事録作成時の注意点
- ・報告事項について
- ・報告の省略について

#### 【評議員会】

- ・開催時のチェック項目
- ・決議の省略の要件
- ・議事録作成時の注意点
- ・報告事項について
- ・報告の省略について





## 理事会開催時のチェック項目

【社会福祉法第45条の14】

- □開催手続きが法令、定款の定めに従って行われているか。
  - (招集通知の発出が開催の1週間前等)
- □定足数を満たしているか。(議決に加わることのできる理事の過半数)
- □議案に特別の利害関係を有する理事がいないことを法人が確認してるか。
- □議事録署名人(定款で定めた方法)

【社会福祉法第45条の16】

□理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告(定款で定める頻度での報告)

【社会福祉法第45条の18】

- □監事は出席しているか。
- ●定款で定めている場合
- □議長を決めているか。
- □議事の採決数は、議長を除く者の数とされているか。
- □可否同数の場合は定款で定められた方法で議決がなされているか。



### 理事会決議の省略の要件について

#### 【社会福祉法第45条の14第9項、一般法人法96条】

- ①理事会の決議の省略に関する定款の定めがあること。
- ②理事が理事会の決議の目的である事項について提案すること。
- ③当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。
- ④監事が当該提案について異議を述べていないこと。

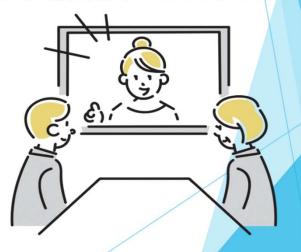


## 理事会議事録作成の注意点

#### 【社会福祉法施行規則第2条の17第3項】

### ◇対面、オンライン等で開催した場合

- 開催日時
- 開催場所
- ・出席者の氏名(オンライン等での出席の場合は、その旨の記載)
- ・議長の氏名(定款で定めている場合)
- 議題、議案
- ・議案に関する発言内容
- ・議案に関する表決結果
- ・特別の利害関係を有する理事の氏名
- ・署名年月日及び署名人



## 理事会議事録作成の注意点

### 【社会福祉法施行規則第2条の17第4項1号】

- ◇決議を省略した場合(定款の定めが必要)
  - ・決議を省略した事項の内容
  - ・決議を省略した事項の提案をした理事の氏名
  - ・理事会の決議があったものとみなされた日
  - ・議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名



理事の全員の意見が 法人に到達した日

## 理事会の報告事項について

①理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告

(社会福祉法第45条の16第3項)

②理事の競業取引の報告

(社会福祉法第45条の16第4項、一般法人法92条2項)

③理事の利益相反取引

(社会福祉法第45条の16第4項、一般法人法92条2項)

④監事による理事の不正行為等の報告

(社会福祉法第45条の18第3項、一般法人法100条)

## 理事会の報告の省略について

【社会福祉法第45条の14第9項、一般法人法98条1項】

理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを省略することができます。

※理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告については、<mark>報告</mark>を省略することは出来ません。

(社会福祉法第45条の14第9項、一般法人法98条2項)

◇報告を省略した場合の議事録の記載事項

#### 【社会福祉法施行規則第2条の17第4項2号】

- ・理事会へ報告を要しないものとされた事項の内容
- ・理事会へ報告を要しないものとされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### 評議員会開催時のチェック項目



【社会福祉法第45条の9】

- □開催手続きが法令、定款の定めに従って行われているか。 (理事会での招集決定に伴い招集通知が開催の1週間前に発出されているか等)
- □定足数を満たしているか。(議決に加わることのできる評議員の過半数)
- □議案に特別の利害関係を有する評議員がいないことを法人が確認してるか。
- □議事録署名人(定款で定めた方法)
- ●定款で定めている場合
- □議長を決めているか。
- □議事の採決数は、議長を除く者の数とされているか。
- □可否同数の場合は定款で定められた方法で議決がなされているか。

### 評議員会決議の省略の要件について

【社会福祉法第45条の9第10項、一般法人法194条1項]

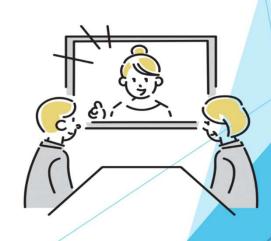
- ①理事が評議員会の決議の目的である事項について提案すること。
- ②当該提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。



## 評議員会議事録の作成の注意点

### 【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】

- ◇対面、オンライン等で開催した場合
  - 開催日時
  - 開催場所
  - ・議事録作成者の氏名
  - ・出席者の氏名(zoom等での出席の場合は、その旨の記載)
  - ・議長の氏名(定款で定めている場合)
  - ・議題、議案
  - ・議案に関する発言内容
  - ・議案に関する表決結果
  - ・特別の利害関係を有する評議員の氏名
  - ・ 署名年月日及び署名人



### 評議員会議事録の作成の注意点

#### 【社会福祉法施行規則第2条の15第4項1号】

- ◇決議を省略した場合
- ・決議を省略した事項の内容
- ・決議を省略した事項の提案をした者の氏名
- ・評議員会の決議があったものとみなされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



## 評議員会の報告事項について

①事業報告の報告義務

理事は、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時<mark>評議員会に</mark>提出したうえ(社会福祉法第45条の30第1項)、<u>当該事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない(社会福祉法第45条の</u>30第3項)

②計算書類の報告義務(会計監査人設置法人のみ)

### 評議員会の報告の省略について

【社会福祉法第45条の9第10項、一般法人法195条】

◇報告を省略した場合の議事録の記載事項

#### 【社会福祉法施行規則第2条の15第4項2号】

- ・評議員会へ報告があったとみなされた事項の内容
- ・評議員会へ報告があったとみなされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

# ご清聴ありがとうございました。

